

概要版

龍ヶ崎市第5次障がい者プラン 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画(案)



障がいのある人もない人も、
ともにいきいきと安心して生活できるまち

令和6年●月
龍ヶ崎市

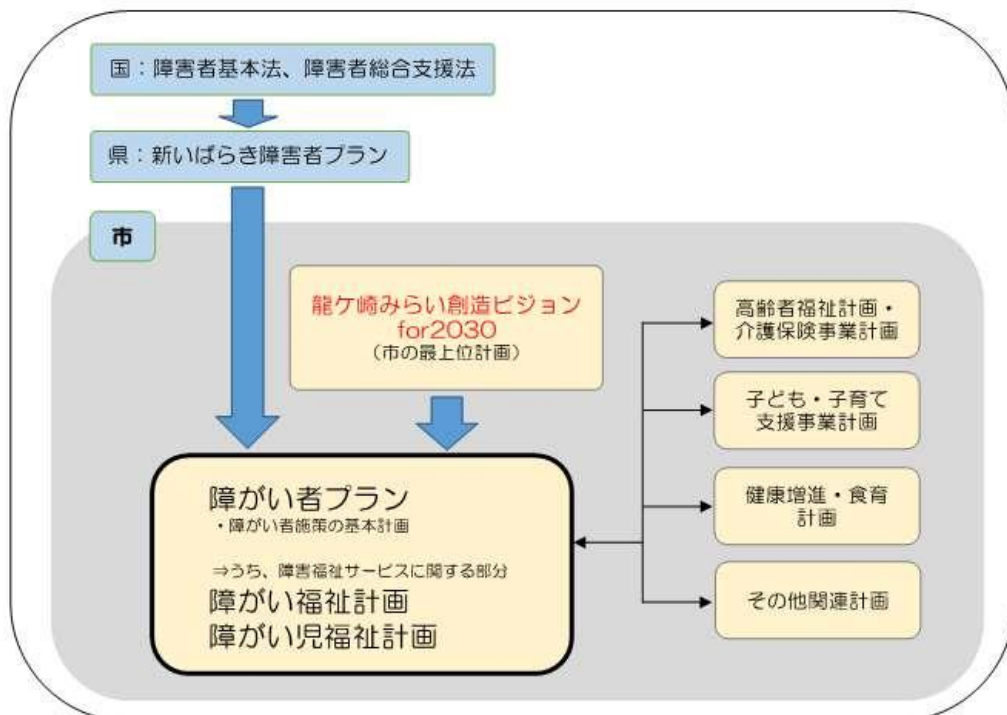
1 計画策定の趣旨

本市では、障がい福祉に関する施策を計画的に推進するため、障害者基本法に基づき、平成11年3月に「龍ヶ崎市障がい者プラン」を策定し、改訂を行ってまいりました。「障がいのあ
る人もない人も、ともにいきいきと安心して生活できるまち」を基本理念に掲げ、福祉、保健、
医療、教育、権利擁護、就労、まちづくり、防災など多岐にわたる障がい者施策を体系化し、
総合的・横断的な取組を推進してきました。

国においては、「第5次障害者基本計画」が策定され、茨城県においても、「第3期新しいば
らき障害者プラン」が策定されるなど、国、県の障がい者施策が社会情勢に合わせて整備されて
いる中で、本市においても新たに「龍ヶ崎市第5次障がい者プラン・第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画」を策定し、地域の実情に即した障がい者施策のより一層の推進を図
ることとします。

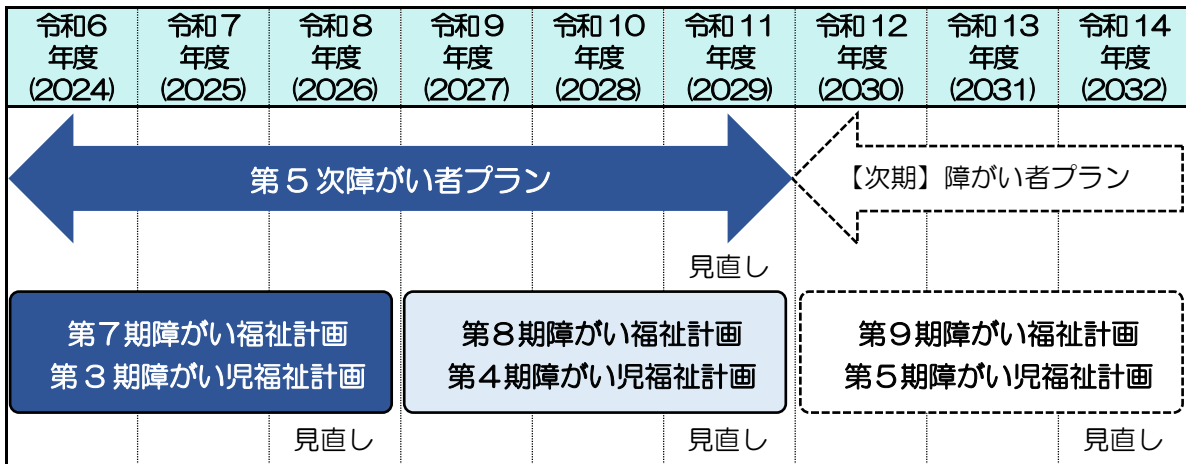
2 計画の位置付け

「龍ヶ崎市第5次障がい者プラン」は、国の「障害者基本計画」や茨城県の「新しいばらき障害
者プラン」を基本としてその理念を踏まえ、本市における障がい者福祉に関する基本的な施策の
方向性を定めるもので、本市の「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」を上位計画とした個別計
画です。また、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」は、自立支援給付・地
域生活支援事業の円滑な実施を確保するために国が定める「障がい福祉サービス及び障がい児通
所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（障害者総合支援法第88条第1項、児童
福祉法第33条の20第1項に規定。以下「基本指針」という。）に即し、障害福祉サービス^{※1}等
の種類ごとに必要な見込量や、その確保策などを定めるもので、都道府県と市町村が策定するも
のです。



3 計画の対象者

第5次障がい者プランの計画期間は、国が定める基本指針の期間と合わせて、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画は、令和6(2024)年度から、令和8(2026)年度までの3年間とします。



4 計画の対象者

本計画は、障がいの有無に関わらず誰もが互いに尊重し合い、支え合う共生社会の実現を目指すことから、全市民を計画の対象とします。

本計画で示す障がい者とは、障害者基本法第2条に規定されている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

また、発達障害者支援法第2条に規定される自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）などのほか、高次脳機能障害及び難病により日常生活や社会生活に相当な制限を受ける者についても対象とします。ただし、法令などにより、一部の事業では対象とならない場合もあります。

なお、本計画においては、児童（18歳未満の者）を対象とした制度、施策事業、サービスについては「障がいのある子ども」と表記していますが、その他の者については年齢の区別なく「障がいのある人」と表記しています。

5 計画の基本理念

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的としています。

これらの国の動向及び前計画からの基本理念を継承し、本計画では「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと安心して生活できるまち」を基本理念とします。

6 重点的に取り組む施策

全庁的な取組の推進

障がいに関する施策は、福祉、保健、医療、教育、就労、生活環境など、幅広い分野にわたっています。そのため、庁内の関係各課などとの連携を強化するとともに、全庁的な支援・協力体制のもと、障がい者施策を推進します。

相談支援体制の充実

基幹型相談支援センターは、地域における相談支援体制の中核的な役割があり、障がい特性に応じた相談や支援が提供できるよう、専門職を配置し、相談体制の充実を図ります。障がいのある人が適切な支援を受けるためには、サービス事業所などの情報提供や相談支援が重要です。そのため、障害福祉サービスを中心とした重層的な支援を行うため、相談支援事業者と連携強化を推進します。

就労支援

障がいのある人が就労することは社会とのつながりを持ち、自立のための大切な要素です。ハローワークや障がい福祉サービス事業所等と連携し、障がいのある人への理解や職場環境の整備をしていくことが必要です。福祉的就労として、福祉サービスとして働く場の提供や、一般就労に向けた継続的な支援を推進します。

居住支援

障がいのある人が住み慣れた地域で生活するためには、住まいの確保が必要です。親亡き後を見据え、生活の拠点となるグループホーム等の整備や在宅サービスなどの環境の充実を図り、障がいのある人と家族が安心して生活できる環境づくりを推進します。

障がいのある子どもへの支援

こども発達センターつぼみ園は、日常生活における基本的動作の指導や、集団生活への適応訓練などを実施するだけでなく、地域の中核的な支援施設として、関係機関との連携し、切れ目のない一貫した療育を行う相談・支援体制を推進します。

7 施策の展開

基本目標 1 障がい理解の啓発と自立・社会参加の促進

施策1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【施策の方向性】

市民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、誤解や偏見に基づく「心のバリア」を取り払うことが重要です。こうした意識の醸成が、社会的障壁の除去につながっていくことから、障がいへの理解・普及の促進を図ります。

◆施策の展開（1） 障がいを理由とする差別の解消の推進

① 広報・広聴活動の充実	<input type="checkbox"/> 多様な媒体を通じた広報活動
	<input type="checkbox"/> 障がい福祉施策等の参加機会の拡大
② 啓発活動の充実	<input type="checkbox"/> 障がいについての学習機会の提供
	<input type="checkbox"/> 障害者差別解消法の理解促進
	<input type="checkbox"/> 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の周知
	<input type="checkbox"/> 障がい者団体との連携、啓発活動
③ 学校での福祉教育の推進	<input type="checkbox"/> 特別支援学級や特別支援学校との交流
	<input type="checkbox"/> 精神疾患を理解促進するための教職員の研修
	<input type="checkbox"/> 学校教育での福祉体験学習
④ 地域での福祉教育の推進	<input type="checkbox"/> 龍ヶ崎市出前講座の活用
	<input type="checkbox"/> 市職員の研修や講習会への参加
	<input type="checkbox"/> 福祉情報の市民への提供

◆施策の展開（2） 権利擁護の推進、虐待の防止

① 権利擁護の推進、虐待の防止	<input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業の周知・利用促進
	<input type="checkbox"/> 成年後見制度の周知と利用促進
	<input type="checkbox"/> 障害者虐待防止法に基づく支援

施策2 雇用・就業、経済的自立の支援

【施策の方向性】

ハローワークや特別支援学校などとの連携を強化するとともに、企業などへの啓発、情報提供を行い、障がいのある人が個々の特性や希望に応じて、福祉的就労を含めた多様な就労を目指すことができるよう、継続的に支援します。

◆施策の展開（1） 総合的な就労支援

① 就労継続支援	<input type="checkbox"/> 障がいのある人の求職活動等の情報提供
	<input type="checkbox"/> 事業者へ試行雇用、インターシップの取組促進
	<input type="checkbox"/> ジョブコーチによる支援事業の周知
	<input type="checkbox"/> ハローワークと連携した就労支援

② 就労に向けた環境の整備	<input type="checkbox"/> 福祉の店での福祉的就労
	<input type="checkbox"/> 職親委託制度の周知

◆施策の展開（２） 経済的自立の支援

① 経済的自立に向けた支援	<input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付事業の運用
	<input type="checkbox"/> 自立相談支援事業や住宅確保給付金の支給

◆施策の展開（３） 障がい者雇用の促進

① 障がい者雇用の促進	<input type="checkbox"/> 障がい者雇用に関する事業者の意識の啓発
	<input type="checkbox"/> 障がいのある人を雇用した事業所への助成金交付制度の周知
	<input type="checkbox"/> 精神障がい者の雇用や職業訓練への関係機関との連携

◆施策の展開（４） 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保【新規】

① 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	<input type="checkbox"/> 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する龍ヶ崎職員対応要領」に基づく相談体制の整備
	<input type="checkbox"/> 庁内における福祉的就労事業所などへの発注の促進
	<input type="checkbox"/> 発注に向けた福祉的就労事業所への情報収集・広報

◆施策の展開（５） 一般就労が困難な障がい者に対する支援

① 一般就労が困難な障がいのある人に対する支援	<input type="checkbox"/> 庁内での福祉的就労事業所などへの発注の促進（再掲）
	<input type="checkbox"/> 福祉的就労事業所への情報収集・広報（再掲）

施策３ 教育の振興

【施策の方向性】

障がいの種類・程度に応じた適切な学校選択などの就学相談を行います、障がいのあるこどもの将来の可能性を広げるため、その能力を伸ばし、充実した学校生活や社会生活が送れるように、生涯を通じた多様な学習活動の充実を図ります。

◆施策の展開（１） インクルーシブ教育システムの推進

① 就学相談の充実	<input type="checkbox"/> 就学相談での関係機関の連携
② 交流教育の充実	<input type="checkbox"/> 特別支援学級や特別支援学校との交流
③ 教職員の資質向上	<input type="checkbox"/> 障がいに対する知識向上のための教職員の研修

◆施策の展開（２） 教育環境の整備

① 教育環境の充実	<input type="checkbox"/> 障がいのあるこどもに適した施設や設備の整備
	<input type="checkbox"/> 学校への障がい児支援員の派遣、学校・保護者・支援員との連携

◆施策の展開（３） 高等教育における障がいのある学生支援の推進【新規】

① 高等教育における障がい学習支援の推進	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業の推進
	<input type="checkbox"/> 流通経済大学ダイバーシティ共創センターとの連携

◆施策の展開（４） 生涯を通じた多様な学習活動の充実【新規】

① 視覚障がいのある人の読書環境の整備の促進	<input type="checkbox"/> 録音テープ・CDの貸し出しの利用促進
	<input type="checkbox"/> 点字図書の郵送サービスの周知

施策4 文化芸術活動・スポーツ等の振興

【施策の方向性】

スポーツ・文化芸術活動などを通じてより多くの社会参加の機会を提供できるよう努めることで、障がい者同士あるいは健常者との親交を深め、障がいのある人の生活能力や質（QOL）の向上を図れるよう支援します。

◆施策の展開（1）文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

① 文化芸術活動機会の拡充	<input type="checkbox"/> 文化活動の開催などの情報提供
	<input type="checkbox"/> 障がいのある人の作品の展示機会の充実
② 余暇・レクリエーション活動の充実	<input type="checkbox"/> 介助者や手話通訳者の配置
	<input type="checkbox"/> 録音テープ・CDの貸し出しの利用促進（再掲）
	<input type="checkbox"/> 点字図書の郵送サービスの周知（再掲）

◆施策の展開（2）スポーツに親しめる環境の整備、競技スポーツに係る取組の推進

① スポーツ活動の推進	<input type="checkbox"/> 市が実施するイベントでの参加促進
	<input type="checkbox"/> 身体障がい者スポーツ大会や集い、レクリエーションに関する情報提供・周知
	<input type="checkbox"/> 障がいのある人の交流機会の確保
	<input type="checkbox"/> スポーツ推進委員などの研修機会の拡充
② 施設整備と利用促進	<input type="checkbox"/> 文化・スポーツ、レクリエーション活動のための施設のバリアフリー化の推進
	<input type="checkbox"/> 施設の利用方法や空き情報などの情報提供

基本目標2 地域生活支援の充実

施策5 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【施策の方向性】

必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいのある人に配慮した情報提供を行うとともに、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図ります。

◆施策の展開（1）情報通信における情報アクセシビリティの向上

① 「市公式ホームページ」における情報アクセシビリティの向上	<input type="checkbox"/> 市ホームページに音声読み上げ、色の変更、文字表示サイズの変更、ふりがなをつける機能の導入
--------------------------------	---

◆施策の展開（2）情報提供の充実等

① 情報提供機能の充実	<input type="checkbox"/> 市広報紙や市ホームページ、パンフレットや冊子を活用した各種手当や助成制度、サービスに関する情報提供
	<input type="checkbox"/> 「龍ヶ崎市の障がい福祉サービス」や「社会資源マップ」の内容の充実
	<input type="checkbox"/> 県の障害者ITサポートセンターの利用促進

◆施策の展開（３） 意思疎通支援の充実

① 意思疎通支援の充実	<input type="checkbox"/> 手話通訳者、要約筆記者の派遣事業
	<input type="checkbox"/> 市ホームページの質問・相談メールの活用
	<input type="checkbox"/> 簡易型磁気誘導ループや手話の利用
	<input type="checkbox"/> 拡大読書器などの日常生活用具給付事業の周知・利用促進

◆施策の展開（４） 行政情報のアクセシビリティの向上

① 情報提供方法の充実	<input type="checkbox"/> ボランティアによる点訳広報紙の製作・郵送の支援
-------------	--

施策６ 自立した生活の支援・意志決定支援の推進

【施策の方向性】

ライフステージに応じた保健福祉サービスの充実に努めるとともに、サービスの主体的な利用に不可欠な相談支援、情報提供を図ります。

障がいのある子どもについては、対象となる児童・生徒とその保護者に対し、可能な限り早期から適切な支援を行うことができるよう、支援体制の強化を図ります。

◆施策の展開（１） 意思決定支援の推進

① 日常生活自立支援事業の利用推進	<input type="checkbox"/> 日常の金銭管理、書類の預かりサービスなどの日常の自立支援
-------------------	---

◆施策の展開（２） 相談支援体制の構築

① 発達障がいのある人の支援の充実	<input type="checkbox"/> 保育指導員の研修機会の拡充
	<input type="checkbox"/> 茨城県発達障害者支援センターや保健・福祉が連携し一貫した相談・指導

◆施策の展開（３） 地域移行支援、在宅サービス等の充実

① 自立生活への支援	<input type="checkbox"/> 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
	<input type="checkbox"/> 宿泊体験提供のための居室確保事業の活用

◆施策の展開（４） 障がいのある子どもに対する支援の充実

① 早期療育支援体制の充実	<input type="checkbox"/> 龍ヶ崎市障がい児療育指導連絡協議会での関係機関と連携
	<input type="checkbox"/> 龍ヶ崎市教育センターの教育指導員の活用
	<input type="checkbox"/> こども発達センターつぼみ園での専門職による療育指導の充実
② 障がいのある子どもの保育の充実	<input type="checkbox"/> 保育環境の充実
	<input type="checkbox"/> 保育士の質の向上と保育内容の充実
	<input type="checkbox"/> 放課後児童健全育成事業（学童保育）の受け入れ
③ 介助者や家族への支援の充実	<input type="checkbox"/> 家族の疾病時や休息のための短期入所サービスの利用拡大
	<input type="checkbox"/> 障がいのある中高生の放課後や長期休暇中の活動の場の拡大
	<input type="checkbox"/> 保護者に対する適切な相談支援
	<input type="checkbox"/> 障がい者相談員の相談活動の周知、利用促進

◆施策の展開（５） 障害福祉サービスの質の向上等

① 社会資源の充実	<input type="checkbox"/> 地域活動支援センターの設置
	<input type="checkbox"/> 龍ヶ崎市障がい福祉サービス事業所連絡協議会の活動
	<input type="checkbox"/> 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会の専門部会の設置

◆施策の展開（６） 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器等の普及促進

① 福祉機器の活用促進	<input type="checkbox"/> 車いす、義足などの補装具給付事業の周知と利用促進
	<input type="checkbox"/> 特殊寝台、ストマ用装具、拡大読書器などの日常生活用具費給付事業の周知と利用促進
	<input type="checkbox"/> ガイドブックやパンフレット、市ホームページなどを活用した周知

◆施策の展開（７） 障がい福祉を支える人材の育成・確保

① 福祉人材の育成・確保	<input type="checkbox"/> 基礎ボランティア講座の開催
	<input type="checkbox"/> 点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話奉仕員、傾聴ボランティアなどの育成・確保のための各種養成講座の情報提供、参加促進

施策７ 保健・医療の推進

【施策の方向性】

医療機関などとの連携の下、病気や障がいに対する正しい知識の普及を行い、市民の関心と理解を深めるため、広報・啓発活動などを強化します。また、精神保健施策の一層の推進に努め、健やかな心を支える社会づくりを目指します。

◆施策の展開（１） 精神保健・医療の適切な提供等

① 精神保健福祉対策の推進	<input type="checkbox"/> 関係機関との連携し、広く市民に精神障がいに対する知識を及ぼすため広報・啓発活動
	<input type="checkbox"/> 窓口における精神保健相談や訪問看護ステーションによる訪問指導などの周知の周知や利用促進
② 心の健康対策	<input type="checkbox"/> 生活困窮者への相談による就労や住居などの問題解決に向けた支援
	<input type="checkbox"/> ゲートキーパーの養成
	<input type="checkbox"/> 自死遺族の心の支援のために「遺族のつどい」などの周知
	<input type="checkbox"/> 自殺予防週間や自殺対策強化月間や県が設置する「茨城いのちの電話」やその他の相談機関の周知
	<input type="checkbox"/> ピアカウンセリングができる場所の設置や機会の提供
	<input type="checkbox"/> 安心して子育てができる支援体制を確保した産後うつ予防
	<input type="checkbox"/> 産後健診費助成（産後２週間、産後１か月の健診費助成）
	<input type="checkbox"/> 子育て世代包括支援センターによる切れ目のない親子支援
<input type="checkbox"/> 睡眠の健康教育の実施、睡眠に関連した相談や助言	

◆施策の展開（２） 保健・医療の充実等

① 医療サービスの充実	<input type="checkbox"/> 精神障がいのある人の緊急医療体制について県への働きかけ
② 各種手当の支給や医療費の助成	<input type="checkbox"/> 特別障害者手当や特別児童扶養手当など、各種手当の周知
	<input type="checkbox"/> 受給要件に該当する重度心身障がい者に対し、医療費の自己負担分の助成（マル福）
	<input type="checkbox"/> ガイドブックやパンフレット、市ホームページなどを活用した制度の概要や申請手続きの周知
③ 乳幼児の健康の保持・増進	<input type="checkbox"/> 乳幼児の健康診査【3～4か月児、1歳6か月児、2歳6か月児（歯科）、3歳5か月児、4歳児（眼）】の受診率の向上、障がいの早期発見
	<input type="checkbox"/> 健康診査後の要観察児のフォロー体制の充実

◆施策の展開（３） 保健・医療を支える人材の育成・確保

① 相談体制の充実	<input type="checkbox"/> 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の研修会への参加を促進
	<input type="checkbox"/> サービス事業者、保健・医療機関、学校などの関連機関との相互の情報交換や連携強化
	<input type="checkbox"/> 指定相談支援事業への事業者の参入を促進
	<input type="checkbox"/> 県の福祉相談センターが実施する巡回相談の周知及び利用促進

◆施策の展開（４） 難病に関する保健・医療施策の推進

① 難病対策の推進	<input type="checkbox"/> 保健所と連携して、市民への難病に対する理解の促進
	<input type="checkbox"/> 難病患者福祉見舞金の周知
	<input type="checkbox"/> 「障害者総合支援法」の対象となる疾病を周知し、障害福祉サービスと相談支援などの利用促進

◆施策の展開（５） 障がいの原因となる疾病等の予防

① 成人保健対策の推進	<input type="checkbox"/> 疾病を予防するため、正しい知識の普及や生活習慣病の改善
	<input type="checkbox"/> 健診結果やレセプトデータに基づき、保健指導を実施
② 疾病の重症化予防	<input type="checkbox"/> 医療機関と連携した糖尿病などの生活習慣病の重症化の予防

基本目標3 暮らしやすい生活環境の拡充

施策8 安全・安心な生活環境の整備

【施策の方向性】

日常生活を安全安心に送るための支援を充実させるとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例^{※1}」などの関係法令に加え、「龍ヶ崎市都市計画マスタープラン」などの個別計画に基づき、福祉的に配慮した街づくりを推進します。

◆施策の展開（1） 住宅の確保

① 居住環境の整備	<input type="checkbox"/> 重度身体障がい者の日常生活をより円滑にするため、住宅リフォームへの支援
	<input type="checkbox"/> 障がいなどの理由により住宅を失った方、また失う恐れの高い方に、就職に向けた活動をする事などを条件に一定期間、住居確保給付金の支給
	<input type="checkbox"/> 住宅に困窮する障がいのある人などに対して、健康で文化的な生活を営むために、公営住宅などの提供やその情報提供
	<input type="checkbox"/> 市営住宅の良質な居住水準を維持するとともに、老朽化している住宅の適切な修繕

◆施策の展開（2） 移動しやすい環境の整備等

① 移動手段の拡充	<input type="checkbox"/> 障がいのある人の移動手段を確保するため、福祉有償運送制度の周知を図るとともに、制度の利用促進
	<input type="checkbox"/> 自動車運転免許の取得費用や自動車改造を行う場合の費用の一部助成
	<input type="checkbox"/> コミュニティバスの運行ルートの再編などの充実、バス事業者と連携し、バリアフリー化
	<input type="checkbox"/> 高齢者や障がいのある人などの移動手段として乗合タクシーの周知
	<input type="checkbox"/> 車いすや福祉車両の貸出
	<input type="checkbox"/> 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬など）の給付制度の周知

◆施策の展開（3） アクセシビリティに配慮した施設の整備【新規】

① 外出支援対策の充実	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービスにおける行動援護や同行援護、地域生活支援事業における移動支援の利用促進
	<input type="checkbox"/> 有料道路の障がい者割引制度や自動車税・自動車取得税の減免など、各種制度の周知と利用の促進
② ユニバーサルデザインの推進	<input type="checkbox"/> 地域と密着した公園の管理体制を推進
	<input type="checkbox"/> ユニバーサルデザインの考え方を基本としたまちづくりや施設整備

◆施策の展開（4） 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

① ユニバーサルデザインの推進	<input type="checkbox"/> ユニバーサルデザインの考え方を基本としたまちづくりや施設整備（再掲）
	<input type="checkbox"/> ユニバーサルデザインの考え方の、普及・情報提供
② 福祉のまちづくりの推進	<input type="checkbox"/> 「龍ヶ崎市都市計画マスタープラン」との整合性を保ち、福祉的配慮をした都市基盤の整備
	<input type="checkbox"/> 障がいのない人による障がい者用駐車場の利用や、歩道上への放置自転車、不法看板の設置などに対し、マナー改善の啓発

	<input type="checkbox"/> いばらき身障者等用駐車場利用証制度の周知活動
③ 生活環境の整備	<input type="checkbox"/> 地域と密着した公園の管理体制を推進し、障がいのある人を含めたすべての人が安心して利用できる環境の維持
④ 道路・交通施設の整備	<input type="checkbox"/> 安全性のある道路整備として歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロック、音の出る信号機の設置
	<input type="checkbox"/> 車いす利用を考慮した歩道に必要な幅員の確保、段差解消などの整備
	<input type="checkbox"/> 違法駐車防止のため、需要に応じた駐車場の整備や、警察などの関係機関と連携して、市内の主要道路での指導、市民への啓発を強化
	<input type="checkbox"/> JR 龍ヶ崎市駅等の周辺や歩道上の放置自転車を減らすため、利用者への啓発
	<input type="checkbox"/> 道路において障害物となっている広告物や、自動販売機などの撤去や改善の指導を強化

施策9 防災、防犯等の推進

【施策の方向性】

災害時避難支援プランや災害による避難に関する周知を徹底し、災害に対する不安の軽減に努めるとともに、地域住民や民生委員、警察署、消防署などの関係機関との連携を強化します。

また、地域での避難訓練などを通じて、市民の防災意識の向上に努め、緊急時の安全確保や迅速に対応できる避難支援体制の整備を図ります。

◆施策の展開（1） 防災対策の推進

① 防災対策の充実	<input type="checkbox"/> 災害時避難支援プランの周知、本制度への加入の促進
	<input type="checkbox"/> 緊急時における対応や支援体制、災害時の避難所などの周知
	<input type="checkbox"/> 避難訓練への参加促進、避難体制の強化と防災知識の普及
	<input type="checkbox"/> 障がいのある人が必要な介護用品や生活必需品などの備蓄
	<input type="checkbox"/> ストマ使用者の災害時に備えたストマ用装具預かり事業の推進
② 要支援者の把握と避難支援プラン個別計画の作成	<input type="checkbox"/> 災害時避難行動要支援者全体リストを作成・管理
	<input type="checkbox"/> 地域と連携し、避難支援プランの登録希望者の避難支援プラン個別計画の作成
③ 避難支援体制の整備	<input type="checkbox"/> 民間福祉避難所の拡充
	<input type="checkbox"/> 障がい特性に応じた合理的な配慮をした避難所の設置
	<input type="checkbox"/> 災害時のボランティアや医療体制の整備
④ 緊急時の安全性の確保	<input type="checkbox"/> 重度身体障がい者などと消防署を結ぶ緊急通報システムの普及
	<input type="checkbox"/> 周囲の方に支援を求めやすくするためのヘルプカード・ヘルプシールの周知
	<input type="checkbox"/> 救急時に必要な情報（緊急連絡先、かかりつけ医療機関など）を自宅に保管しておくための救急医療情報安心キットの普及
	<input type="checkbox"/> 音声による意思疎通が困難な方の緊急時の連絡手段を確保するため、NET 119 緊急通報システムの導入

◆施策の展開（２） 防犯対策の推進

① 防犯対策に係る整備	<input type="checkbox"/> 障がい者施設への防犯対策の啓発、外構などの修繕や非常用通報装置の設置などの安全対策
-------------	--

◆施策の展開（３） 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

① 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	<input type="checkbox"/> 龍ヶ崎市消費生活センターを周知、消費生活相談の充実
	<input type="checkbox"/> 多様化する消費生活被害を防ぐとともに被害からの救済

施策 10 行政等における配慮の充実

【施策の方向性】

市職員は、「龍ヶ崎市職員対応要領」に基づき、市庁舎内外を問わず、多様な場面において、市民に対する合理的配慮の提供を図ります。

◆施策の展開（１） 行政機関等における配慮及び障がいのある人の理解の促進等

① 市職員における障がいのある人に対する差別解消の推進	<input type="checkbox"/> 「龍ヶ崎市職員対応要領」に基づく障がいのある人に対する合理的配慮
	<input type="checkbox"/> 差別解消の推進を図るための職員に対する必要な研修および啓発

◆施策の展開（２） 選挙等における配慮

① 多様な選挙方法の対応	<input type="checkbox"/> 郵便などによる不在者投票や代理記載の周知
	<input type="checkbox"/> 障がいのある人に配慮をした投票所の設営、適切な対応

◆施策の展開（３） 司法手続き等における配慮

① 裁判所における意思疎通支援の対応	<input type="checkbox"/> 障がいのある当事者に対する点訳サービス・手話通訳者派遣サービスなどの意思疎通支援事業を充実
--------------------	--

8 国の基本指針に基づく成果目標

国の基本指針に基づき、以下の1から7の成果目標について目標値及び実施目標を定めます。

■ 成果目標 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所から地域生活への移行については、国の基本指針に基づき、数値目標を次のように設定し、グループホームの充実や、自立訓練事業、自立生活援助等の推進により、地域生活への移行を進めます。

【目標値の設定】

項目	前回の現状値 令和元年度	現状値 令和4年度	目標値 令和8年度
施設入所からグループホーム等へ移行する者の数（令和4(2022)年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行）	1人	1人	4人
施設入所者（令和4(2022)年度末の施設入所者数から5%以上の削減）	59人	52人	49人

■ 成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるためには、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

【目標値の設定】

項目	前回の現状値 令和元年度	現状値 令和4年度	目標値 令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	0回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	0人	8人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	2回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	2人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	2人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	27人	36人	50人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	0人	2人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数		17人	28人

■ 成果目標 3 地域生活支援の充実

障がいのある人が高齢になり、障がいの重度化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や施設からの地域移行を支援する地域生活拠点の整備を推進しています。「令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する」という第6期計画における国の基本指針に基づき、本市では、平成29年度から、生活体験の場及び緊急時の受入を目的とした「居室確保事業」を展開しています。

また、強迫性行動障害のある人はその特性に応じた環境調整や支援が行われない場合に、行動上の課題が引き起こされ、家族や支援者が疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情があり、支援体制の整備が必要です。

【実施目標の設定】

□地域生活拠点については、居室確保事業の活用について検証を行い、相談、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりについては関係機関と協議し、整備について検討を進めます。

□令和8年度までに、事業所や関係機関と連携し、強度行動障害のある人について理解を深める取り組みを進めます。(新規)

■ 成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

就労の場を広げ、関係機関のネットワークを強化・充実することにより、就労移行支援事業等を推進し、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行を促進します。また、一般就労へ移行した後の支援として、就労定着支援事業の利用促進を図り、安定した就労を推進します。

【目標値の設定】

項目	前回の現状値 令和元年度	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度
福祉施設を退所し、一般就労した者の数 (令和3(2021)年度の移行実績の1.28倍)	9人	5人	7人
就労移行支援事業の移行実績 (令和3(2021)年度の移行実績の1.31倍)	3人	4人	6人
就労継続支援A型の移行実績 (令和3(2021)年度の移行実績の1.29倍)	4人	1人	2人
就労継続支援B型の移行実績 (令和3(2021)年度の移行実績の1.28倍)	2人	0人	2人
就労定着支援の利用者数 (令和3(2021)年度実績の1.41倍)		10人	15人

■ 成果目標 5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのあるこどものライフステージに沿って地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携した支援体制の構築が必要です。

こども発達センターつぼみ園は、地域の中核的な支援施設として、関係機関と連携し、切れ目のない一貫とした療育を行う相談・支援体制を推進します。

【目標値の設定】

項目	前回の現状値 令和元年度	現状値 令和4年度	目標値 令和8年度
児童発達支援センターの設置	0か所	0か所	1か所
(主に重症心身障がい児を支援する) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	1か所	1か所	2か所
医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場の設置	未設置	未設置	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	未配置	未配置	配置済

■ 成果目標 6 相談支援体制の充実・強化等

障害福祉サービスの利用者は増加しており、事業所あたりの相談支援専門員の数が少ないなどの課題もあることから、基幹型相談支援センターは関係機関と連携し、相談支援体制の拡充を推進します。

【目標値の設定】

項目	前回の現状値 令和元年度	現状値 令和4年度	目標値 令和8年度
基幹型相談支援センターの設置		有	有
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	5件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	2件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	0回	5回
個別事例の支援内容の検証の実施回数		0回	5回

基幹型相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込み		0人	1人
----------------------------------	--	----	----

■ 成果目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

【目標値の設定】

項目	前回の現状値 令和元年度	現状値 令和4年度	目標値 令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	4人	6人	10人
都道府県が実施する相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)修了者数		79人	100人
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み数		0回	1回



9 障害福祉サービス等の見込量

■ 障害福祉サービス等の見込量

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用時間（時間/月）	759	831	909
		実利用者数（人/月）	36	38	39
日中活動系	生活介護	利用日数（人日/月）	3,438	3,512	3,587
		実利用者数（人/月）	185	189	193
	自立訓練（機能訓練）	利用日数（人日/月）	20	25	30
		実利用者数（人/月）	3	3	4
	自立訓練（生活訓練）	利用日数（人日/月）	75	80	85
		実利用者数（人/月）	22	25	28
	就労移行支援	利用日数（人日/月）	371	392	413
		実利用者数（人/月）	35	37	39
	就労継続支援A型（雇用型）	利用日数（人日/月）	2,015	2,251	2,515
		実利用者数（人/月）	113	123	135
	就労継続支援B型（非雇用型）	利用日数（人日/月）	2,853	2,996	3,145
		実利用者数（人/月）	182	185	190
	就労定着支援	実利用者数（人/月）	20	22	25
	療養介護	利用日数（人日/月）	310	315	320
実利用者数（人/月）		11	12	13	
短期入所（ショートステイ）	利用日数（人日/月）	121	125	128	
	実利用者数（人/月）	35	36	37	
居住系	自立生活援助	実利用者数（人/月）	1	2	3
	共同生活援助（グループホーム）	実利用者数（人/月）	129	140	151
	施設入所支援	実利用者数（人/月）	52	51	49
相談支援	計画相談支援	実利用者数（人/年）	552	585	620
	地域移行支援	実利用者数（人/月）	1	2	2
	地域定着支援	実利用者数（人/月）	1	2	2
障害児通所支援・障害児相	児童発達支援	利用日数（人日/月）	299	347	402
		実利用者数（人/月）	142	154	166
	放課後等デイサービス	利用日数（人日/月）	1,875	2,074	2,294
		実利用者数（人/月）	231	250	270
	居宅訪問型児童発達支援	実利用者数（人/月）	1	1	1
	保育所等訪問支援	実利用者数（人/月）	1	2	5
障害児相談支援	実利用者数（人/年）	87	100	162	

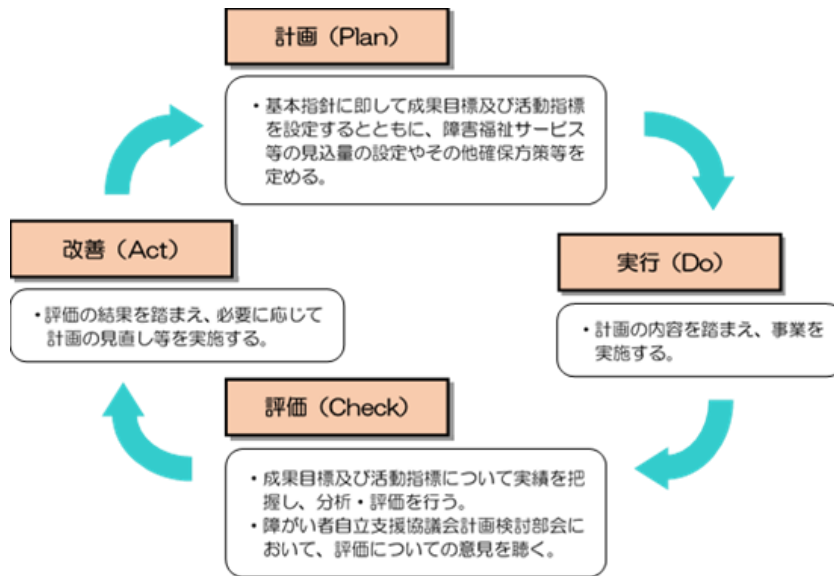
10 地域生活支援事業の見込量

■ 地域生活支援事業の見込量

区分	事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
相談支援事業	一般的な相談支援事業				
	相談支援事業（地活）	2か所	2か所	2か所	
	基幹相談支援センター	有	有	有	
	地域自立支援協議会	有	有	有	
	市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	
	成年後見制度利用支援事業	2	3	4	
コミュニケーション支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業				
	実利用者数	10	10	11	
	延利用件数	30	33	35	
日常生活用具費給付事業	日常生活用具費給付事業				
	介護訓練支援用具	8	9	10	
	自立生活支援用具	8	9	10	
	在宅療養等支援用具	5	6	7	
	情報・意思疎通伝達支援用具	8	9	9	
	排泄管理支援用具	1,395	1,400	1,410	
移動支援事業	移動支援事業				
	実利用者数	7	8	9	
	時間数	335	350	355	
地域活動支援センター事業	地域活動支援センター事業				
	A型	事業所数	1	1	1
		実利用者数	30	33	35
	B型	事業所数	1	1	1
実利用者数		38	40	42	
その他の地域生活支援事業	訪問入浴サービス事業	実利用者数	7	7	7
	通所入浴等サービス事業	実利用者数	1	1	1
		利用日数	5	5	5
	就職支度金給付事業	実利用者数	7	8	9
	日中一時支援事業	実利用者数	230	240	250
		利用日数	8,050	8,400	8,750
	居室確保事業	実利用者数	1	1	1
		利用回数	2	2	2
	自動車運転免許取得費補助事業	実利用者数	1	1	1
	自動車改造費補助事業	実利用者数	2	2	2
	緊急通報システム事業	新規設置件数	1	1	1
	さわやか理髪推進事業	実利用者数	4	4	4
	障がい者手帳交付申請診断書料助成事業	助成者数	195	200	205
重度心身障がい者（児）タクシー利用助成事業	実利用者数	90	92	95	
重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業	実利用者数	2	2	2	

11 計画の推進体制

障がいのある人の社会参加と自立の実現に向けて、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を1年サイクルで活用し、計画の有効性や進捗状況について点検・評価を実施し、必要に応じて目標値や見込量及び実現のための方策の見直しを行っていきます。



龍ヶ崎市第5次障がい者プラン・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画【概要版】

令和6年●月

発行：龍ヶ崎市 編集：龍ヶ崎市 福祉部 障がい福祉課

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地 TEL：0297-64-1111（代表）